

京都市副市長事務担任規程の一部を次のように改正する。

平成 28 年 3 月 31 日

京都市長 門 川 大 作

第 1 条の表塚本副市長の項を削り、同表小笠原副市長の項を次のように改める。

小 笠 原 副 市 長	行財政局（財政部及び税務部に限る。）、都市計画局、建設局、 会計室、消防局及び交通局に属する事務並びに固定資産評価審 査委員会に関する事務
岡 田 副 市 長	環境政策局、行財政局（防災危機管理室、財政部及び税務部を 除く。）、総合企画局及び産業観光局に属する事務並びに市会、 人事委員会及び農業委員会に関する事務

第 2 条第 1 項中「、まち・ひと・しごと・こころ京都創生総合戦略、成長戦略、エネルギー政策及び国家戦略としての京都創生に関する事務は塚本副市長が」を削り、「国際化推進」の右に「及び子どもはぐくみ局（仮称）の設置準備」を加え、「リニア誘致」を「リニア・北陸新幹線誘致」に改め、「小笠原副市長が」の右に「、「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略及び国家戦略としての京都創生に関する事務は岡田副市長が」を加える。

第 3 条中「かかわらず」の右に「、文化庁の移転」を加える。

附 則

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(行財政局人事部人事課)